

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 11月定例会 ——

令和5年11月16日（木）

令和5年11月 教育委員会定例会（甲）

開 催 日 時 令和5年11月16日（木） 午後2時00分～午後5時28分
開 催 場 所 505会議室
出 席 委 員 青木由美子 教育長
三町章 教育長職務代理者
青木雅代 委員
望月克浩 委員
吉本一謙 委員
説明のための出席者 白倉克彦 教育部長
岡崎奈緒子 教育指導担当部長兼指導課長
安部幸一郎 地域学習担当部長
竹中敏明 教育総務課長
後藤信章 施設更新担当課長
飯島健一 学務課長
高橋恵一 教育施策推進担当課長
細村英男 地域学習支援課長
季高一成 中央公民館長
利光良平 中央図書館長
山本真由美 教育総務課長補佐
吉田将人 指導課長補佐
松田弦 指導主事
坊本朋久 指導主事
丹野洋次郎 指導主事
田野倉勇 文化スポーツ課長
濱本一孝 公共施設マネジメント課長
横山雅敏 公共施設マネジメント課長補佐
書 記 山本真由美 教育総務課長補佐、長江陽一 教育総務課主任
傍 聴 者 2名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○青木教育長

ただいまから教育委員会11月定例会を開会いたします。

なお、本日は、三町委員からご都合により遅れて参加されるとの届出をいただいております。

(署名委員)

○青木教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は青木委員及び私、青木でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項(12)から(13)及び議案第20号から第25号までは、市議会上程前の政策形成過程にある案件、人事案件及び個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○青木教育長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

(事務局報告事項)

○青木教育長

事務局報告事項を行います。

(1) 損害賠償請求事件訴訟の応訴について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(1) 損害賠償請求事件訴訟の応訴についてを報告いたします。資料はございません。

本件は、令和5年9月22日付けで、東京地方裁判所立川支部に訴えがあったもので、市立小学校在籍していた当時6年生の児童及びその親権者から、市に対しまして、国家賠償法による損害賠償を求めるものでございます。

訴えの内容につきましては、当該児童が6年生在籍時に登校することができなくなり、心的外傷後ストレス障害の診断を受け、復学を断念するに至ったことは、当時の担任教員が原告に対して行った行為及び校長の行為によるものであるとして、慰謝料等331万5,730円の支払いを求めるというものでございます。

市といたしましては、関係手続きを弁護士に委任し、対応してまいりたいと存じます。

○青木教育長

次に、(2) 小平市立学校の感染症等による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたし

ます。

○白倉教育部長

事務局報告事項（２）小平市立学校の感染症等による臨時休業措置状況についてを報告いたします。

資料№.1 をご覧ください。

令和５年１月１４日火曜日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校が延べ１０２学級、中学校が延べ６１学級で、今月新たに報告するものは、№.6 1以降の５０件でございます。引き続き、各学校に情報を提供するとともに、感染症対策に努めてまいります。

○青木教育長

次に、（３）令和６年度予算編成方針について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（３）令和６年度予算編成方針についてを報告いたします。

資料№.2 をご覧ください。

このたび、市長から令和６年度予算編成方針が示されました。

２ページの２、小平市の現状をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症が５類感染症に移行し、社会経済活動はコロナ禍前の状況に戻りつつありますが、エネルギーや食料品をはじめとしたさまざまな分野にわたる物価高騰や円安等の影響は長期化しており、依然として先行きを見通すことが困難な状況にあります。

令和６年度に向けた小平市の主な課題として、行政のデジタル化の推進、拡充傾向にある子ども・子育て施策や高齢化への対応、「小平市ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえた取組の推進、公共施設の適切な維持・保全、インフラ施設の整備、防災・減災対策などを進めていく必要があります。

令和４年度の歳入は、コロナ禍前と比べても増となりましたが、歳出も増大しており、求められている歳出に対して歳入が不足している状況は変わりません。

このような中で、令和６年度の予算編成においては、小平市第四次長期総合計画に掲げるめざす将来像「つながり、共に創るまち こだいら」の実現に向け、より積極的かつ計画的に取り組むため、「第１期小平市経営方針推進プログラム」に基づく取組を進めるとともに、真に必要な施策・事業に、限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、実効性の向上を図るべく、３ページから４ページにございますとおり、６項目の基本方針が示されました。

以上の内容を踏まえまして、現在、事務局にて令和６年度予算の編成作業を進めております。

今後、財政当局等との調整を進めながら内容をまとめ、来年２月の教育委員会定例会において、審議していただく予定でございます。

○青木教育長

次に、(4) 令和6年度教育課程編成について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項(4) 令和6年度教育課程編成についてを報告いたします。

資料№.3をご覧ください。

令和6年度の小平市立学校の教育課程編成に係る主な内容について、説明いたします。

第1の授業時間の確保につきましては、確かな学力等の定着のため、授業1単位時間の密度を高め、効率的・効果的で確実な学習活動の実施を継続いたします。

年間の授業時数は、学習指導要領に定められた標準授業時数に、10時間程度の余剰時数を加えて計画いたします。

第2の土曜授業日の設定につきましては、各校が必要最小限の日数で振替休業日のない土曜授業日を設定いたします。

なお、令和6年度からの新たな取組として、6月の第2週の土曜日を全校土曜授業とし、「こだいら特別活動の日」として設定し、特別活動の充実を図る取組を実施いたします。具体的には、午前は、学級活動の授業を保護者等に公開し、午後は、代表児童・生徒によるサミットを福祉会館において開催する予定です。

第3の全校共通の設定項目につきましては、資料のとおりでございます。

第4の学校公開日の設定につきましては、保護者が各学期に1回以上及び年間5回以上参観できるように設定いたします。

第5の振替休業日の設定につきましては、原則として直近の平日に設定いたします。

第6の小学校の運動会の実施日につきましては、児童の発達の段階、年間の行事予定を踏まえて実施日を設定いたします。

第7の学校閉庁日につきましては、本年度と同様全校夏季休業中の8月7日から14日までの3日間、冬季休業中に1日間の中で合計4日間といたします。

第8の夏季休業中の教育活動につきましては、水泳指導は、本年度と同様、原則、実施いたしません。ただし、7月中においては、学習保障の観点から、児童・生徒の健康管理を十分に行うことができ、少人数を対象とした指導を行う場合は、学校判断で実施いたします。

第9の授業における水泳指導の実施期間についてにつきましては、天候不良や熱中症対策による中止等により、1学期中に必要な指導時数の確保が難しい場合に限り、2学期の水泳指導を学校判断で実施いたします。

第10の祝日につきましては、これまで同様「国民の祝日に関する法律」の祝日としての意義を踏まえ、原則として授業日を設定いたしません。

第11の小学校のプログラミング教育の実施につきましては、中学年の総合的な学習の時間、第5学年の算数「正多角形と円」、第6学年の理科「電気の性質や働き」をプログラミング教育のねらいを達成する学習活動と位置付けます。

第12の学校2020レガシーの設定につきましては、学校がこれまで実施してきた活動の中から、学校の特色として今後も継続させる活動を設定いたします。

第13の教科担任制につきましては、令和5年度に引き続き、全小学校において、第5学年、第6学年を対象に、学校の実状に応じた方法で実施いたします。

第14の職場体験につきましては、3日間以上実施いたします。

第15のクラブ活動につきましては、小学校において、改めてクラブ活動の意義を全校で共通認識し、適切な回数を設定いたします。

第16の校内研修の実施につきましては、新たに子どもへの性暴力に対する初動対応訓練を行います。

第17の校外学習については、原則として平日に実施いたします。

第18のその他につきましては、性暴力、性被害に遭わないようにするための「生命（いのち）の安全教育」や「SOSの出し方に関する教育」を全学年で実施いたします。

○青木教育長

次に、(5)令和5年度「全国学力・学習状況調査」の結果について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項(5)令和5年度「全国学力・学習状況調査」の結果についてを報告いたします。

資料No.4をご覧ください。

本調査は、国公立、そして私立学校の小学校第6学年及び中学校第3学年を対象とし、令和5年4月18日火曜日に実施されました。なお、特別支援学級在籍児童・生徒は調査の対象ではありません。

調査内容は、小学校が国語、算数、中学校が国語、数学、英語の教科に関する調査と生活習慣や学習環境等に関する調査でございます。

項番4、各教科別の平均正答率でございますが、全ての実施教科において、全国の平均正答率を上回っております。

項番5、学習指導要領の内容別の平均正答率をご覧ください。

東京都の平均正答率と比べて、小学校では、国語の「読むこと」は、0.4ポイント上回っております。一方、算数の「図形」は、3.1ポイント下回っております。

中学校では、国語の「書くこと」は2.5ポイント、数学の全ての内容で1ポイント以上、英語の「書くこと」は1.5ポイント、それぞれ上回っております。一方、国語の「言葉の特徴や使い方に関する事項」は、2.4ポイント下回っております。また、英語の「読むこと」では、0.6ポイント下回っております。

次に、項番6、平均正答率の結果と分析の「調査結果から見られる課題」をご覧ください。

主な課題としましては、小学校算数では、図形において、具体的な数値が示されていない場面において問題を解決する際に必要な情報を見いだしたり、数値を当てはめたりして考えること、中学校英語では、読むことにおいて、概要を捉えるにあたって、段落内の文と文との関係を読み取りながら、各段落の主な内容を捉えることとございます。

これらの課題と関連した問題と考察、指導のポイントを資料2ページ、3ページに掲載しております。学校には、具体的な問題例と授業改善の視点を示し、課題解決に向けて指導・助言してまいります。

次に、4ページをご覧ください。

項番9は児童・生徒質問紙調査、項番10は学校質問紙調査の結果について、質問事項を抜粋して掲載しております。児童・生徒質問紙調査の④、⑤及び学校質問紙調査の⑧の結果から、引き続き児童・生徒が自ら課題をもち、解決する力を育むために、学習のねらいを明確にしたり、自ら考え、他者と意見交流する活動や全体で考えを共有する場面を意図的に設定したりする必要があると認識しております。

今後も、児童・生徒の学力向上を図るため、学校訪問や各研修会の機会を活用し、各学校の調査結果の分析に基づいた課題も踏まえながら、授業改善に向けた指導・助言を行ってまいります。

○青木教育長

次に、(6)令和4年度児童生徒の生活指導上の諸課題に関する調査報告について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項(6)令和4年度児童生徒の生活指導上の諸課題に関する調査報告についてを報告いたします。

資料No.5をご覧ください。

本調査は、児童生徒のいじめや不登校等の問題行動の実態を把握し、健全育成に向けた生徒指導に生かすために実施しております。

資料に基づき調査結果を説明いたします。表の中の括弧の中の数値は、令和3年度の数値でございます。

はじめに、I、暴力行為の発生状況でございます。横軸中央の発生件数を見ますと、小学校は2件、中学校は1件、合計3件発生いたしました。内訳は、以下の1から4の表のとおりでございます。

1の対教師暴力は、小学校で2件、中学校で1件、2の生徒間暴力はゼロ件、3の対人暴力はゼロ件、4の器物損壊はゼロ件でございます。

なお、対教師暴力の3件につきましては、児童・生徒の行動を制止する際に発生した事案であったことから、児童・生徒の特性や様子を把握し、適切な支援の在り方を組織として検討することの重要性を改めて学校に指導するとともに、温かく受容的な校内の雰囲気づくりを進め、心理

的安全性を重視した学校経営を進めてまいります。

次に、裏面をご覧ください。

Ⅱ、いじめの状況でございます。1のいじめを認知した学校数、認知件数でございますが、全ての小・中学校において、いじめを認知しており、認知件数は、小学校226件、中学校97件、合計が323件で、令和3年度と比較して86件増加しております。

いじめの認知件数が増えた要因としては、全ての学校が軽微ないじめも見逃すことがないように、早期発見、早期対応に取り組んだことや、令和3年度に比べ教育活動の制限が緩和されたことにより、児童・生徒同士の関わりが増えたことが考えられます。

このことから、児童・生徒が意見の違いをふまえ、互いの良さを生かしながら合意形成を図ったり、効果的に自己決定につなげたりする特別活動の充実を図り、問題解決に関わる実践的な力を育成してまいります。

また、道徳教育及び体験活動等の充実を図ることで、児童・生徒に人権意識や規範意識を身に付けさせるとともに、自己肯定感や自尊感情を高められるよう、取組の充実を図ります。

さらに、年3回のいじめ防止研修等を通して、全ての教職員がいじめの定義や重大事態発生時の対応等を正しく理解すること、軽微な事案も見逃さずいじめとして認知し、適切な対応を図ることを引き続き徹底してまいります。

次に、2のいじめの現在の状況でございますが、令和4年度は、小学校では151件、中学校では81件、合計232件が解消いたしました。解消率は、小学校がおおむね66.8%、中学校がおおむね83.5%でございます。令和3年度と比べ解消率が低下した要因としましては、「仲直りした」「謝罪した」などの状況をもっていじめの解消を判断するのではなく、学校いじめ問題対策委員会をはじめ、関係する教職員が児童・生徒の様子や関係性の変容などを一定期間丁寧に見守り、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことを被害児童・生徒及び保護者に確認した上で解消としているためと考えております。今後も、引き続き学校全体による組織的・継続的な取組を徹底するとともに、家庭や地域、関係機関と連携していじめの解消に取り組んでまいります。

3のいじめ発見のきっかけでございますが、小・中学校ともに、「アンケート調査など学校の取組により発見」「本人からの訴え」「当該児童生徒の保護者からの訴え」の順に多くなっております。不安や悩みを抱えた際に、身近にいる信頼できる大人に自分から相談するケースが多いことが分かります。今後も、SOSの出し方に関する教育を推進することで、困ったときには一人で抱え込まず、周りに助けを求めることができるよう指導してまいります。

4のいじめられた児童生徒の相談状況でございますが、「誰にも相談していない」がゼロ件でした。SOSの出し方等に関する校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧を配付する際などの様々な機会を捉えて、信頼できる大人に相談することの大切さについて指導してきた成果と考えております。引き続き、丁寧な関わりと観察を通じて、教職員が児童・生徒の心身の変化を的確に把握するように努めることや、心理、福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談を促すことなどに取り組んでまいります。

また今後は、市立小学校高学年において教科担任制等を推進し、児童にとって身近で信頼できる大人を増やすとともに、中学校と同様に複数の教員による多面的な児童理解に積極的に取り組み、児童・生徒の安心感の形成と身近な大人との信頼関係の構築、相談体制の強化を図ってまいります。

5のいじめの態様でございますが、小・中学校ともに「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の件数が多く、令和3年度の142件から212件に増えております。小学校では、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、この項目が約2倍に増えております。中学校では「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりする」の件数が増加しました。これらの件数が増加した要因といたしましては、教育活動の制限が緩和され、児童生徒が関わる機会が増えたことと捉えております。

6の学校におけるいじめの問題に対する日常の取組でございますが、全ての学校が日常の取組として、道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導をしたり、児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりしております。引き続き、取組の実施を徹底するとともに、学校が独自に工夫した取組を市立学校全校で共有するなどして、未然防止に努めてまいります。

最後に、Ⅲ、長期欠席の状況等でございます。不登校の定義は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が30日以上登校しない、あるいは、したくてもできない状況にあることをいいます。ただし、病気や経済的理由などによるものは除いております。

2の学年別内訳をご覧ください。

小学校は不登校児童の総数が191人であり、令和3年度と比べて26人増加しております。中学校は270人で、令和3年度と比べて22人増加しております。令和4年度の不登校の出現率につきましても、令和3年度と比較して、小・中学校ともに上昇しております。小学校は1.86%で、およそ54人に1人、中学校は6.35%で、およそ16人に1人の割合で不登校となっております。

次に、3の不登校児童生徒への指導結果状況ですが、小学校では、指導の結果「登校する」または「できるようになった」児童は、191人中47人で、24.6%の児童が学校に登校できるようになりました。中学校では270人中60人で、22.2%の生徒が学校に登校できるようになりました。

各小・中学校では、別室登校の取組やオンラインを活用した取組を進めており、学校とのつながりが切れることがないように粘り強く対応したことが、登校できるようになった児童・生徒の割合の増加につながった理由の1つと捉えております。

次に、4の不登校の要因ですが、小学校・中学校ともに、「無気力・不安」が最も多くなっております。続いて小学校では、「親子の関わり方」「いじめを除く友人関係をめぐる問題」、中学校では、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」「学業の不振」が大きな要因となっております。

この結果から、休みがちになるなどの初期の段階でのアセスメントが重要であることがわかり

ます。学校には、家庭訪問や保護者との連携を通して、当該児童・生徒が置かれている状況や不登校の主たる要因の把握に努めるなどアセスメントを充実させることに加え、医療との連携など、多様な支援策があることを踏まえ支援を行うことを意識させ、不登校の未然防止、解消を図ってまいります。

○青木教育長

次に、(7)小平市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインの策定について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項(7)小平市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインの策定についてを報告いたします。

資料No.6-1から6-3までをご覧ください。

このたび、関係機関等の意見を踏まえ、小平市特別支援教育推進委員会での検討により、小平市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインを策定いたしましたので、ご報告いたします。

詳細につきましては、高橋教育施策推進担当課長から説明させます。

○高橋教育施策推進担当課長

それでは、小平市立学校における医療的ケアの実施に関するガイドラインの策定についてをご説明いたします。

はじめに、1の策定の背景等でございますが、令和3年6月、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が公布され、同年9月に施行されました。

同法により地方公共団体は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することが定められました。市立学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童・生徒の円滑な受入れ及び学校生活の充実を図るため、本ガイドラインを策定いたしました。

次に、2のガイドラインの概要についてご説明いたします。

資料No.6-2を併せてご覧ください。ガイドラインでは1ページとなります。

(1) 目的でございますが、日常的に医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、安全で適切な医療的ケアを実施するとともに、医療的ケア児が安心して学校生活を送ることができるよう、学校における医療的ケア実施の基本的な考え方を示すことを目的としております。

次に、(2)①の学校における医療的ケアの内容でございますが、原則としては、ア、経管栄養(経鼻経管栄養・胃ろう・腸ろう)、イ、導尿、ウ、吸引(口腔内・鼻腔内・気管切開部)、エ、インスリン注射を基本としております。

次に、②の医療的ケアの実施者でございますが、教育委員会が配置する看護師とし、教職員は医療的ケアを行うことはできません。

次に、(3)対象者でございます。ガイドラインでは2ページになります。教育委員会が受入れ可能と判断し、保護者が学校における学習活動の計画に同意した者といたします。

次に、(4)実施の手続きでございますが、学校における医療的ケアの実施を依頼しようとする保護者からの申請を受け、主治医の意見書等を踏まえ、就学相談を経て、就学支援委員会での適否の判断を行います。

なお、医療的ケアの実施にあたっては、就学支援委員会での審議結果による必要な支援等に関する教育委員会の提案を受けることとし、医療的ケア継続実施については、児童・生徒の成長や健康状態等を勘案し、毎年度同様の手続を行うこととしております。

次に、(5)実施体制でございます。ガイドラインでは3ページになります。学校は、医療的ケアを安全に進めるとともに発生した課題等に対応するため、学校医療的ケア委員会を設置し、定期的、または必要に応じて開催することといたします。

次に、(6)の役割分担でございます。ガイドラインでは4ページから6ページになります。教育委員会、学校、保護者など各関係者の役割を記載しております。

次に、(7)安全管理でございます。ガイドラインでは6ページになります。1つ目として、学校は保護者、主治医の協力を得て、医療的ケア児の急変、医療的ケアに関わる事故発生時、災害・火災発生時等個別の事案について、緊急時マニュアルを作成いたします。

2つ目として、医療的ケア児に関するヒヤリ・ハット事例を教育委員会に報告するとともに、校内で定期的に共有することとします。

3つ目として、万が一、事故等が発生した場合には、速やかに対応するとともに、教育委員会へ報告し、事故の検証を行い、再発防止に取り組むなど、安全管理を徹底いたします。

なお、3の施行期日でございますが、本ガイドラインは、令和5年10月20日から運用を開始しており、市ホームページに掲載し周知を図っております。

次に、4の要綱の改正についてですが、第2条の所掌事務に、「医療的ケアの実施に関すること」を追加し、医療的ケアの実施についての適否の判断を行うことを明確にしました。

5の今後の支援スケジュールでございますが、(1)令和6年度当初に実施する場合は、11月15日まで申請の期間を設け、受付を実施いたしました。

(2)令和6年度の相談対応につきましては、申し込みのあった児童・生徒について、年3回程度実施の適否について検討し、保護者と調整してまいります。

(3)令和7年度の就学相談の対応ですが、令和6年7月末を申し込み期間とし、令和7年4月から実施できるよう保護者と調整してまいります。

資料No.6-3の小平市立学校における医療的ケアの実施手続について、手続の際に必要な各種様式や流れ、緊急時のマニュアル及びフローチャートなどの参考様式をまとめたものでございます。

○青木教育長

次に、(8)市有自動車による事故に対する損害賠償について、説明をお願いいたします。

○岡崎教育指導担当部長

事務局報告事項（８）市有自動車による事故に対する損害賠償についてを報告いたします。

資料No.7をご覧ください。

本件は、本年6月9日、教育委員会事務局職員2名が、小学校訪問のため車で移動中に、線路脇の細い路地に誤って進入してしまい、マンション駐車場にて、車を切り返そうとした際、マンションのベランダに車のハッチドア右上部をぶつけ、マンションのベランダに損傷を与えたことについて、本年10月16日に示談が成立したため、報告するものでございます。

事故による被害の状況でございますが、マンションのベランダのコンクリートタイルが一部剥落し、車両にはへこみ等の欠損が生じました。なお、人的被害はありませんでした。

損害賠償額は、修理費用6万500円で、これを市が支払うことで合意に至りました。

なお、損害賠償金は、市が加入する公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害賠償保険から全額補填されます。

また、本件につきましては、11月28日の市議会定例会初日の諸報告において報告をいたします。

○青木教育長

次に、（９）小平市立学校施設のスポーツ開放に関する要綱の一部改正について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（９）小平市立学校施設のスポーツ開放に関する要綱の一部改正についてを報告いたします。

資料No.8をご覧ください。

本要綱は、小平市立学校施設の開放に関する規則第3条のスポーツ開放について、開放校、開放施設、開放日、開放時間、利用方法等必要な事項を定めるものでございます。

改正の内容でございますが、別記様式第3号及び第4号につきまして、利用備品欄横に「ペグ等の使用」の欄を追加いたします。

また、別記様式第3号の欄外に「注 ペグ等を使用しようとする者は、ペグ等の配置、形状、材質、用途、期間等を記載した書類を校長に提出すること。」の文言を追加いたしました。

なお、施行期日は、令和5年12月1日でございます。

○青木教育長

次に、（10）寄附の受領について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項（10）寄附の受領についてを報告いたします。

資料No.9をご覧ください。

1は、金100万円を匿名希望の方より、小平市立小平第一小学校への指定寄附として、ご寄附いただいたものでございます。

この場をお借りしてお礼申し上げます。

○青木教育長

次に、(11)小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

事務局報告事項(11)小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。

今回報告いたします承認事業は、資料No.10のとおりでございます。

詳細につきましては、竹中教育総務課長から説明させます。

○竹中教育総務課長

本日報告いたしますのは、5件でございます。うち、新規申請は1件ございまして、受付番号57番、平和のための朗読サークル「おりづる」、第1回朗読会「千鳥ヶ淵へ行きましたか」です。平和のための朗読サークル「おりづる」が主催する事業です。事業内容は、12月9日土曜日に、ルネこだいらレセプションホールにおいて朗読会を行い、平和の尊さ、戦争の愚かさ、それらを語り継いでいくことの大切さを広く市民の方々と共有するというものでございます。経費の徴収はございません。

その他4件は、例年承認しているものでございます。

○青木教育長

ここまでの事務局報告事項について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(1)から(6)までについて、ご質問をお受けしたいと思えます。

○吉本委員

(4)の令和6年度教育課程編成について、資料No.3の1ページ目の全校共通の設定項目のところ、「こだいら一斉体力テスト週間」というものがあるのですが、そこで実施した結果はどのように管理されているのか。また、児童・生徒個人が小学1年生から中学3年生までどのような結果で成長の課程を歩んできたかということが、児童・生徒本人も分かるようになっているか教えていただきたいと思えます。

○坊本指導主事

体力テストの結果でございますが、体力テストが終わった後に業者から分析が送られてきます。そちらの分析を基に保護者に渡したり、子どもに改善を図るために振り返りをさせたりしており

ます。

また、こちらは小学1年生から中学3年生まで小・中連携の一環で「私たちの体力」というカードがございまして、そちらに毎年必ず記入することとなっております。そのことによって1年生からの体力の変容がきちんと見られるよう記録を取っている状況でございます。

○青木教育長

児童・生徒が記録するようになっているのですか。

○坊本指導主事

基本的には児童・生徒が記録するのですが、低学年等につきましては、保護者をお願いしている場合がございます。

○吉本委員

生徒・児童の皆さんが自分で記入するのももちろん大事だと思うのですが、業者に依頼しているのであれば、中学3年生がそれをもらったときに、例えば50メートルがどのくらい速くなった、立ち幅跳びがどうだったということが、もらって一目で分かるような紙か何かを1枚用意していただくとモチベーションのアップにもなります。スポーツを経験してきた者からするとそうしたものがあると良いと思ったのでご検討いただきたいと思います。

○青木教育長

ご意見ということでよろしいですか。

○吉本委員

はい。

○青木教育長

他、いかがでしょうか。

○望月委員

まず、1点質問です。資料No.4、10の学校質問紙調査の質問事項⑦、⑧についてです。こちらを昨年対比で確認させていただきますと、⑦に関しては、小学校6年生で47.4%だったところ、今年は84.2%で、35%以上増えています。そのすぐ下の中学生は、75%から37.5%で、こちらを見ると大幅に下落しています。⑧は、小学校6年生は31.6%から57.9%と、こちらも25%強増えています、中学3年生に関しては、もともと平均を下回る25%からさらに半分になってしまって12.5%となっています。これだけを見るとかなり振れ幅が大きいので、状況についてもう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

○坊本指導主事

学校質問紙の項番⑦、⑧の質問でございますが、この質問については、4つの選択肢からなっております。こちらにお示しさせていただいたのは、「よく行った」と一番肯定的に答えた学校の割合でございます。「よく行った」「どちらかといえば行った」と肯定的に答えている学校は、⑦につきましては、小・中学校ともに100%でございます。一人一人を褒める活動はどここの学校でも行っているのですが、どこまでやったらよくできたのかという基準が様々で、中学校の数値については、若干遠慮があったのではないかと分析しております。学校が「よく行った」と自信をもって回答できるように学校を支援してまいりたいと思っております。

ちなみに、⑧につきましても、小学校の肯定的意見は94.7%、中学校につきましては100%でございます。

○青木教育長

選択肢が4つあるうちの上の1つだけなので、このように差が大きくなってしまうということのようです。

○望月委員

⑧について、中学校は100%というお話がありましたが、これだけを見ると、非常に不安を感じざるを得ないので、ぜひ、考察にもう少し細かく書いていただきたいと思います。東京都の平均や全国平均の半分になってしまっているという結果を見て、それと併せて⑦のところも見ますと、今年は中学校では何もやっていないように見られてしまいますので、そうではないというところはもっとアピールしていただけるとうれしいと思います。

○青木教育長

他、いかがでしょうか。

○青木委員

(2)、(4)、(5)、(6)について、質問や意見をさせていただきたいと思います。

(2)の感染症による臨時休業措置の状況について、今まで私も何年間か報告を聞いておりますが、こんなにたくさんの感染症による学級閉鎖や学年閉鎖を見たことがなく、市としてもかなり多い件数ではないかと思えます。欠席者数を見ましても、かなり多くの子がかかっているという感じですが、やはりインフルエンザとはっきり判定が出ている子の数なのか。または、発熱者が増えてきているから学級閉鎖しているという感じなのか。その状況についてと、また、行事も大体終わっているとは思いますが、行事や生徒の活動に影響は出ていないのか伺いたいと思います。

次に、(4)教育課程編成について、来年度の土曜授業で、小平市として特別活動の日をつかって、みんなで特別活動を実施していくということですが、今回(4)、(5)、(6)と見ていま

すと、子どもたちの自尊感情や自己肯定感を高める本当によい活動だと思えます。こういう取組が定着していくと良いのではないかと思います。

土曜授業で、公開も含めた土曜授業日もあると思うのですが、やはりコロナ禍で足が遠のいている地域の方にもぜひ見ていただいて、地域とともに学校をつくっていけるような形に戻していただきたいと思います。地域に開かれた学校ということで、招待というわけではありませんが、来ていただけるように、学校公開日を外にどんどん案内していただきたいと思えます。コロナ禍によって、保護者に限るとか、保護者も1名に限るといった形が定着してしまって、地域の方も少し足が遠のいてしまっているのではないかと思います。以前は地域の方が、本当によく来てくださっていたと思えますので、そういう方々にもぜひどんどん来ていただいて、子どもの様子を見ていただき、地域の方と一緒に学校をつくっていくという形に戻していただけると良いと思えました。

次に、(4)の16番の校内研修についてですが、(6)の調査報告の子どもたちの状況を見ておきましても、子どもの相談相手としての学校の役割、教師の役割は大変大きいと思えます。こういう研修を通して、先生方が子どもの心や状況をしっかり把握して、早めにいろいろ対応できるようにしていただけると良いと思えます。先生方は、行事などいろいろなことがあって、本当に日々大変だとは思いますが、研修でそういうスキルといったものを身につけていただいて、子どもたちに関わっていただけるといいと思えます。

次に、(5)全国学力・学習状況調査、資料No.4、最後の9番、児童・生徒質問紙調査についてです。自分自身に関する質問の「③地域の行事に参加していますか」というところで、しばらくコロナ禍で行事やお祭りが一切なくなってしまうので、参加するということから子ども自身も遠のいてしまっているのではないかと思います。令和4年度は少しずつ行事が再開されてきて、これからまた増えていくと思うのですが、青少対活動など、今年度はコロナ禍前にほぼ戻りつつあると思えます。小学生はそういうところでどんどん活動していけると思えますが、以前学校訪問したときに、小学校で開催する青少対のお祭りを中学生に手伝ってもらおうという取組をされている地域の話伺いました。中学生は1人の大人と同じような力で手伝える能力があると思えますので、そういう形で地域に関わっていく子どもを増やしていけるような取組をしながら、もっと自分のまちに関わっていける活動を進めていただきたいと思えます。

次の(2)の学習に関すること、⑥「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは、勉強の役に立つと思えますか。」について、かなり高い割合で役に立っていると思っております。網かけがついています。結構な数、ドリル的なものを個人のタブレットに入れている学校があると思えます。どれくらいの学校が入れて取り組んでいるか把握されていたら教えていただきたいと思えます。ふだん家に持ち帰っても何をやっているのか親が把握できないといった声も聞きますが、ドリルが入っていると、子どもが自分で取り組めるのではないかと思います。本を読むことができたり、いろいろな形で使っている学校もあると思うのですが、特に学習的なものを入れている学校がどれくらいあるか分かっていたら教えていただきたいと思えます。

最後に、(6)の生活指導上の諸課題に関する調査報告、資料No.5について、先ほどの説明で、

日頃から学校が子どもたちの不登校やいじめなどに対してしっかり関わって、解決に向けて対応してくださっていることがよく分かりました。先ほどの説明にもありましたが、やはり心の問題など、子どもたちにとって身近で信頼できる大人を増やしていくことは、本当に大切だと思います。先生がいろいろな研修を受けていますが、地域の人や保護者もそういう状況にどう対応していくかといった話し合いができる場所や、保護者に対してそういう説明ができる場所が増えていくといいと思いました。

また、学年が上がるにつれて長期欠席の子が増えているということですが、早いうちに何らかケアしてあげることで、そういう子を減らしていけるのではないかと思います。いろいろな理由があってもなかなか難しいとは思いますが、子どもたちに日頃から関わってあげるというのが本当に大事だと思います。特に学校ということを考えると、やはり先生の存在はすごく大きいと思いますので、先生方がしっかり見ていける体制ができるといいと思いました。

5番いじめの態様で、どんな状況をいじめと捉えているかということで、一番多いところは、冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるです。そんなつもりで言っていないという子が多いのかもしれませんが、やはり言葉はすごく大事だと思います。学校訪問に行きますと、言葉について掲示していたり、そういう授業をしているのを見かけます。道徳の授業だけではなく、子どもに関わる周りの大人たちの言葉遣いや子ども同士の言葉のことなど、日頃から言葉というものを本当に大事にしていただきたいと思います。意見です。

○青木教育長

ご質問とご意見とがあったと思いますが、ご意見についても補足等がありましたら。

○飯島学務課長

臨時休業措置の理由につきましては、やはりインフルエンザが多い状況でございます。新型コロナウイルス感染症の児童・生徒は現時点では非常に少ない状況です。また、インフルエンザか発熱かというところでは、朝、発熱をして病院に行く前に欠席の報告をする方もたくさんいらっしゃいますので、学級閉鎖時点ではインフルエンザという診断が出ていない、発熱のみの児童・生徒もかなり多くおります。

また、最近の状況ですけれども、小平市は今回ご報告させていただいた61番以降で、合計85学級になっており、ほぼ同時期で捉えた東京都内では、3,000学級近くが学級閉鎖になっております。中でも、小平市もそうですが、10月の中旬から下旬が非常に多く、都内であれば、ほぼ2,000学級がその期間でした。11月に入り、少しずつ減ってきている状況になります。今後、冬に入り乾燥する時期になってまいりますので、教育委員会事務局としても、各学校に換気や手洗いなどの注意喚起をしながら、児童・生徒にはなるべく健康に学校に来ていただきたいと考えております。

○青木教育長

行事への影響は。

○松田指導主事

行事への影響でございますが、先月、中学校2校で歌唱コンクールへの影響がありましたと報告させていただきましたが、今月は1校が延期をいたしまして、会場をルネこだいらから学校の体育館に変更して実施したと報告を受けております。

○青木教育長

(2)についてはよろしいですか。また、(4)教育課程についてはご意見ということでよろしいでしょうか。

(5)についてお願いします。

○坊本指導主事

どれくらいの学校でデジタル教材を入れているかについてご質問をいただきましたが、申し訳ありませんが、具体的な数値はもっておりません。学校では私費会計で副教材として、漢字ドリルや計算ドリルなどを購入していますが、そういった教材と併せてデジタル教材を購入している学校がございます。また、ドリルに限らず、授業支援アプリ等を使って、家で授業の振り返りをしたり、ワークシートを完成させたりといった課題に取り組んでいるところでございます。引き続き、学校や家庭における効果的なICTの活用について支援してまいりたいと思います。

○青木教育長

(6)の生活指導についてはご意見ということでよろしいでしょうか。

その他、いかがでしょうか。

○三町教育長職務代理者

遅れて申し訳ございませんでした。

(4)の教育課程編成と、(5)の全国学力・学習状況調査、(6)の生活指導上の諸課題に関して、まず質問させていただきます。

教育課程については、特別活動の日は、ぜひやっていただきたいと思います。ただし、代表児童・生徒によるサミットを開催するとされていますが、大体こういう市を挙げてやる大きな行事というのは、過去の例を見るとだんだん縮小していき、いつの間になくなるという傾向にあると思います。大事なことなので、今後のことも見通して、継続できるよう工夫をしてやっていただきたいと要望します。

次に、質問です。1点目は、事務局からの指導についてです。土曜授業日の設定については、振替休業日を設定しない土曜授業日は必要最小限の日数で設定する。つまりやらなくていいとい

う意味合いなのかと思っておりますが、そういうことなのか。1で余剰時数は10時間程度とするとあります。コロナの関係の授業時数や働き方改革の中で、多く取るのはいかがかという声もあったとは聞いてはいますが、現実に中学校の場合、いろいろな行事などがあって、カットせざるを得ないということで、標準時数1,025、あるいは1,015の確保というのが非常に難しい。その中でも1,015というのは全部の教科等のトータルなので、特に各教科の実質的な授業時数のバランスがどうなるかと非常に私は気になっております。昨年も同じように言いましたが、結果としてプラス10がずっと並ぶといった届けはおかしいのです。その学校ごとで行事があって、ここでは面接、面談をしたいから午後はカットしようといったことがあった上での総時数だと思いますので、ぜひそういうことを含めた上で、きちんとした見通しのある計画をつくるよう指導をお願いしたいと思います。

2点目は、ここに書いてありませんが、今年度、小学校で入学式の開始時刻が午前の学校と午後の学校があった。これを事務局としてどう考えているのか教えてください。以上が教育課程に関わるところです。

次に、全国学力・学習状況調査の結果について、配付されているこの資料はどこでどういうふうに扱われるのか。市のホームページに載せる、あるいは学校に配布するなど、いろいろあるかと思っております。まずは、この資料の扱いが疑問ですので、教えてください。内容については、改めてお聞きしたいと思います。

3点目は、生活指導上の諸課題についての調査について、5のいじめの態様の中の金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりするという項目の数字が、中学校においては昨年ゼロなのが11とはね上がっています。質的にかかなり悪質な行為だと思われまます。人数的な増加なのか、あるいは特定の者が集中的に行ったことで件数が増えているのか。こういういじめへの中学校の関わり方や状況について教えてください。

まず、その3項目の質問について教えていただきたいと思っております。

○青木教育長

入学式についてと資料についてといじめについて、あとはご意見ということでよろしいですね。

○松田指導主事

1点目の小学校の入学式の午前開催と午後開催というところでございますが、開催の時間等につきましては、今年度、午後に開催した学校からは事前にご相談をいただいております。その学校は、その日に始業式と入学式を続けて行うというところで、在校生の帰宅時間の関係や、始業式後の新しい担任または学級との時間を確保した上で、入学生を迎える準備を行いたいという理由だったため、当課としてはその申し出を了承いたしました。

○青木教育長

資料の扱いについて。

○坊本指導主事

全国学力調査のこちらの資料の扱いでございますが、今後、校長会議で校長先生に説明をいたします。1月に開催される教務主任会においても資料として提出する予定でございます。ホームページへの掲載予定はございません。

○青木教育長

6番の生活指導上の諸課題について。

○丹野指導主事

5のいじめの様態の金品に関わる事案でございますが、特定の生徒が狙われるということではなく、中学校の11名の生徒がいじめを訴えたということです。

○三町教育長職務代理者

1点目、教育課程について、卒業式、入学式の件ですが、教育課程の中での編成というのは、学校の意向に沿ってある程度柔軟にとは思いますが、こういう儀式的な行事で、しかも地域からも来ていただいたりしているものは、やはり学校が午前を実施しなければいけないのではないかと思います。地域の方の中で、午前だ午後だと混乱が起こり得るかもしれないといったことも考えると、やはりどちらかにしなければいけないのではないかと。教育委員会が主導して統一させていかなければいけないのではないかと思います。これは、学校の意向だから分かりましたということではなく、一旦止めて、事務局できちんと考えた上で提案してほしいと思います。これは強く要望しておきます。

2点目は資料の扱いについて、これは内部で確認し合うための資料だと理解しました。分析については、小平市の特徴を出していただいているので、これでいいと思いました。ただし、国で分析されているものをベースにして書かれているのは分かりますが、例えば7の国語と算数で比較すると、国語については分析がありません。これは日常生活の中で相手や場面に応じて適切に敬語を使うことができないと思われるという分析結果が書かれていなければいけない。その上で、どういう指導をすればいいかとなります。分析がある箇所とない箇所があり、資料として提供するときにはいかなものかと思ひ、公開について聞いたのです。そういう工夫があれば学校としても、もう少し活用できるのではないかと思いますので、改めてレイアウトと概要についての指導のポイントをもう少し増やしていただけるとありがたいと思ひていますが、どうでしょうか。

他にもいろいろありますが、無回答と無解答が2種類ありますので、そこも一緒に修正をお願いしたいと思ひます。そういうところがあって非常に気になりました。

また、先ほど質問がありましたが、10番の学校質問紙調査について、意図的に「よく行った」などの最も肯定的な回答だけにしているというのは、たしか何年か前に、私が全部100%だったら出す必要がないと言ったので、このようにされたのだと思ひます。これで結構だと思ひます。

中学校においては、なかなかこういうことは全部できない、非常に難しいということがあるのかもしれない。私の聞いた範囲ですが、例えば、この話合い活動を設定することや振り返りを必ず行うといったことを学校評価の項目に位置づけて、さらにそれを教員の自己評価につなげている学校がありました。小平市ではなく、別の自治体の学校の資料を見ると、そのように学校評価と教員が行う自己評価項目をリンクさせてここを充実させているという事例がありますので、ぜひ校長先生方にご指導いただいて、この数字が上がるようお願いしたいと思います。

いじめ、不登校の数値についてですが、1人ではないということなので、中学校97名中の件数として11件がそういう状況だったというのは、若干気になる話でした。解消しているものと、まだ継続しているものを合わせて323件の中で、232件が解消、91件がまだ解消していないという理解でいいのだと思いますが、過去に、学校は解消しているとしていたが、全然解決していなかったというケースがあったと思います。子どもや保護者への確認をしつつ、いじめが継続していないと判断する期間を国が例示していますが、それだけで解消と判断しないよう、特に悪質だと思われるものについてはさらに継続的に観察を続けるといった指導もぜひ強くお願いしたいと思います。

1点質問し忘れてしまいましたが、不登校の関係で小学校と中学校がどんどん増えている。これは国も東京都もどんどん増えています、小平市の場合は小学校何%くらい、中学校何%くらいの出現率なのか。国や都と比べて小平市の状況はどうか教えていただきたいと思います。

○青木教育長

出現率以外は、ご要望ですね。

では、不登校の出現率について。

○丹野指導主事

小平市の不登校の出現率につきましては、小学校では1.86%でおよそ54人に1人、中学校では6.35%でおよそ16人に1人の割合で不登校となっております。東京都につきましては、小学校で1.78%、中学校で6.85%となっております。国につきましては、小学校で1.7%、中学校で6.0%となっております。

○三町教育長職務代理者

状況は分かりました。

○青木教育長

他、いかがでしょうか。

○吉本委員

(4) 令和6年度教育課程編成について、三町委員がおっしゃっていた入学式の午前と午後の

開催について、私自身は午後にすること自体は悪くないと思います。事前にコミュニティスクールなどでコミュニケーションを取っていたり、就学前の段階で午後に行く予定であることの周知を行ったりして、地域の方とのコミュニケーションが取れて、地域の方も午後で参加できるということだったら、学校の授業のことを考えて午後にするというのは問題ないと思います。今回、午後開催だったのかお聞きしたいのと、そうしたことによる問題がなかったのであれば、私自身は午後を実施することは問題ないと思います。

○松田指導主事

事前にCSも含めた地域の方々とも調整した上での午後開催ということで伺っております。

○岡崎教育指導担当部長兼指導課長

やはり考え方というところですので、状況や理由を聞き、原則午前ではあるがというところできちんと状況・理由を聞いて判断をしていくべきかと思います。例えば、学校側の事情としては、指導主事が申し上げたとおり、在校生のことを考えてという事情もありましたし、また、保護者の方のご意向として、新1年生は朝の支度が大変なので午後だとありがたいというような声が届いているというのも聞いてはおります。しかし、儀式的行事の意義というところがございまして、原則は午前としながら、学校の状況、在校生の人数等々、個別の事情を聞いた上での判断をしてみたいと思います。その際には、吉本委員がおっしゃったとおり、周知やコミュニケーションというところはきちんと確認してまいります。

○青木教育長

今、お二方から要望やご意見がありましたが、十分にそれらを視野に入れて対応してほしいと思います。

○青木教育長

(6)までのところはよろしいですか。

それでは、(7)から(11)についてのご質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○吉本委員

(7) 医療的ケアの実施に関するガイドラインについてお聞きします。まず、この医療的ケアの現在の体制について質問させていただきます。希望した児童・生徒がいて、要件に当てはまった場合、全校で対応できるのか。今、どのくらいの範囲で対応できる体制が整っているか、現在の状況を聞かせていただきたいと思います。

○高橋教育施策推進担当課長

現在、市立学校には医療的ケアを必要とするお子さんが在籍しておりまして、既にご相談をいただいているところでございます。そちらの保護者等には調整等を行い、実施していく予定でございます。

○青木教育長

全校が希望したときに対応が可能かという質問です。

○高橋教育施策推進担当課長

全校に医療的ケアを必要とするお子さんがいましたら、対応してまいります。

○青木教育長

他、いかがでしょうか。

○望月委員

医療的ケアのガイドラインについて伺いたいことがあります。資料No.6-1ガイドラインの概要(2)学校における医療的ケアの範囲ということで、ア、イ、ウ、エと書いてありますが、これらを医療的ケアと称しているという認識でよろしいのでしょうか。ア、イ、ウ、エ以外は入らないという認識でよいかという確認が1点。

もう1点が、そのすぐ下の②ですが、学校における医療的ケアの実施者に関しては看護師が実施をしますとなっておりますが、やむを得ない場合は保護者に協力を依頼する。なお、教職員は医療的ケアを行うことができないとなっております。看護師が実施するとありますが、これは基本的に常に寄り添うという認識で、在駐という形でよろしいのでしょうか。

次に、この医療的ケアは教職員は行うことができないとありますので、こちらに書いてある①の部分に関しては行ってはいけないという認識でよいか確認させてください。

次に、(3)対象者に関して、教育委員会が受入可能と判断したとありますが、判断基準に関して、資料がそろった上でとなると思いますが、判断の基準はどこか教えてください。

次に、ガイドラインの緊急時のところの救急処置、資料No.6-3のところです。18ページに救急処置とあり、医療的ケア等と書いてあります。この場合、看護師が行いますとなっておりますが、先ほどの話と関連性があるのか。要は、教職員不可なのか、そうではないのか。医療的ケア等と書いてあり、さきほど教職員は医療的ケアに関してはしないという書き方だったので、緊急時もそうなのか。私が誤解をしているのであればその辺をもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○青木教育長

(7)の医療的ケアについて4点質問がありましたけれども、いかがでしょうか。

○高橋教育施策推進担当課長

まず、医療的ケアの範囲は4類型となっているところでございますけれども、こちらのほうはこども家庭部と関連機関と連携しながら、医療的ケアとして多い4類型を原則とさせていただいているということでここにお示ししております。4類型以外の医療的ケアは実施しないというわけではなく、その都度、保護者の方と相談しながら進めさせていただいているところでございます。

また、看護師の在駐でございますが、医療的ケアの実施状況にもよりますが、基本的には学校に在駐しておりますので、教職員は医療的ケア行為を実施することはありません。

また、対象者でございますけれども、先ほど申しましたとおり4類型をまず原則としまして、ご相談しながら就学支援委員会で適否について判断をしていくところでございます。

また、18ページのフローチャートでございますが、先ほど申し上げましたとおり、医療的行為につきましては看護師が実施することとなりますので、教職員は実施しないとフローチャートにも定めているところでございます。

○望月委員

すごく気になるのは、ここに胸部圧迫、AED使用と書いてあります。緊急の時なのでこれに関しては通常とは違うと思いますし、我々もそうですが、一般の方等でも受講することができる救命救急講習があり、当然、教師の方も受けている方がいらっしゃると思います。そうすると、記入の仕方が違うのか、精査をしていただく必要があるのではないかと思います。児童は大人とは少し違うということで分かれている可能性もあるのかと思いますが、精査をしていただく必要があるかと思います。

○青木教育長

教員がAEDを使っていいのかどうかということですか。

○望月委員

そうです。資料に胸部圧迫、AED使用と書いてありますが、「救急処置（医療系的ケア等）」と書かれている中にありますので、確認です。

○青木教育長

これは救急処置としては看護師がやるということですよ。

○望月委員

私が混乱している可能性があるのですが、もう1回確認させてください。

○青木教育長

では、もう一度整理してご回答ください。

○高橋教育施策推進担当課長

望月委員がおっしゃるとおり、教員も救急救命の講習は受けております。その中で気道確保や、また胸部圧迫、AEDの使用につきまして研修を受けておりますので、これについては直ちに使用することが可能となっております。

○望月委員

教員も行いますということで、応急処置のところに、医療ケアのところに同じようにAEDが書いてあるということですね。看護師の方が行う場合もあるのでこのような記載をされているという認識ですね。分かりました。

○高橋教育施策推進担当課長

訂正させてください。応援AからDにつきましては、教員を想定しております。教員もAEDを使用することが可能でございます。説明が足りませんでした。

○望月委員

了承です。

○青木教育長

他、いかがでしょうか。

○青木委員

(10)の寄附の受領についてです。今までこれだけの金額の寄附をあまり見たことがありませんでした。お金として100万円を寄附しているということですが、今までですとコンピュータなど何か物をその学校へ寄附するというのがありました。お金として寄附した場合、どのような使用目的になるか、何に使ったのかという詳細の報告はあるのでしょうか。やはりこれだけのお金ですので、教育委員会を通してということは教育関係のことに使ってほしいという意味合いだとは思いますが。どのようにこのお金を扱うのか少し気になりまして、もし分かりましたら教えていただきたいと思えます。

○竹中教育総務課長

今回の経緯でございますが、寄附者から学校に現金で寄附をしたいと申出がありまして、市では、その使い道等々の希望を寄附者にお聞きし、その結果、市の判断で、学校に対しての寄附とする、と教育委員会に投げかけがありました。それに基づいて学校の要望を伺い、使途の調整を

行いました。

寄附金の使途ですが、学校はどんちょうの購入を要望しており、学校と調整して進めているところでございます。

○青木委員

そのように学校備品として形になって残るのであれば学校にとってもありがたい寄附だと思いますので、いいと思います。

○青木教育長

他にいかがでしょうか。

○三町教育長職務代理者

医療的ケアに関することと、寄附に関することでの質問です。

先ほど医療的なケアの実施に関する説明がありました。看護師がケアしていくという制度になったということで、私も少し勉強させてもらったのですが、この要綱の中でも気になったのが、(2)の②の学校における医療的ケアの実施者で、看護師が実施するが、やむを得ない場合、保護者に協力を依頼する。これだけを読むとしようがないと思うのですが、法律そのものが「及び家族に対する支援に関する法律」であるということ、つまり家族の支援のための法律なのに、なぜここで、やむを得ない場合、保護者に協力を依頼するのか。矛盾した方向なので、これをどう考えているのか整理していただかないと、法律の趣旨に反した小平市の運営になると私は思いますので、説明をいただきたいと思います。

また、全国的に見ても、現在そういう職員が入っているのは小学校で1, 200校ぐらい、中学校で240校ぐらいと聞いています。小平市でそういう方がいるというのは多いのかどうか分かりませんが、やはりこういう法律が施行されて、しかも全自治体でこういうケアをするというシステムになっていますから、増えていくのだらうと思います。身近でそういうお子さんも学校にいる、それをケアする体制をつくる形になっていますから、それについての周知をお願いしたいと思います。

2点目の寄附に関してですが、以前、私も寄附の使われ方について質問し、これが小平市の小学校の情報教育の充実のためということで寄附されたとしたら、直接には小平市の予算にそのお金は反映しないとお聞きしました。1回市に入ってしまうので、そのお金が直接、小平市の小学校の予算にプラスで上乗せされるわけではないということです。今回のように、初めから小平市の何々小学校に100万円のどんちょうを寄附するといった場合には、先ほど私が言った前の事例と違ってくるのかと思います。寄附の扱いについて、この学校へといった場合と、より広くというのか指定していない場合と、その違いによって寄附者の意図のとおり使っただけないということが起こるのではないかと。特に疑問だった部分が改めて明確になったと思うので、どう考えればいいのか教えていただきたいと思います。

○青木教育長

医療的ケアの保護者の協力を法律と矛盾がないかということについて。

○高橋教育施策推進担当課長

三町委員がおっしゃるとおり、法の施行の趣旨としましては保護者の軽減負担ということで、自治体で看護師を派遣し医療的ケアを行うというのが本筋ではございますけれども、場合によっては保護者に協力していただく場面もあると考えております。看護師も体調がいいときもあれば悪いときもあり、もしかしたら急に来られない場合もあるかもしれません。その際、派遣会社に相談をさせていただきますが、やはり当日、その日ですとすぐには来られないという可能性もなくはないと考えておりますので、その際は保護者に十分理解をしていただきながら協力を得たいと考えているところでございます。

○青木教育長

やむを得ない場合という説明でしたが、いかがでしょうか。

○三町教育長職務代理者

そのことに関しては結構です。

○青木教育長

寄附に関して。

○竹中教育総務課長

寄附につきましては2種類ございまして、指定寄附という使い道の指定を要とする寄附と一般寄附という使い道を指定しない寄附がございます。市のホームページをご覧くださいと、一般寄附と、主に基金に充てるという形での指定寄附が示されております。例えば、小・中学校におけるICT環境整備につかってもらいたいということであれば、ICT環境整備のメニューが示されておりますので指定寄附として扱います。今回は、市が寄附者の、学校へ寄附したいという意向を聞き取り、市の判断に基づいて教育委員会で対応していくことになりました。

○三町教育長職務代理者

指定寄附というのは、例えば、小平市の学校の情報教育に活用してほしいと指定して、100万円を寄附した場合は、寄附がなくても市としては予算化するわけで、その上に100万円が上乗せされるわけではないとこの間理解しました。そのため、どこに使われるのか分からず少し残念だという思いがありました。今回は何々学校へと指定されて来た。その場合には、学校配当予算に対してどんちよう分を上乗せするという考えだと理解していいのか。つまり、学校を指定すると予算がつく、市全体として考えてほしいというときはつかないというふうに理解してよろし

いのでしょうか。

○青木教育長

今回の扱いについてですか。

○三町教育長職務代理者

今回はどんちょうを買うのに予算をつけたのでしょうか。

○青木教育長

どういう判断でそうなったかについて。

暫時休憩します。

— 暫時休憩 —

○青木教育長

会議を再開します。

○竹中教育総務課長

一般的には上乘せをするという対応はしておりません。ただし、今回につきましては寄附申請者からの強い要望を酌みまして、上乘せという形での対応をしております。

○三町教育長職務代理者

今回は特別な例だということですが、やはり一般市民の感情としては、見える形でそこが充実するというのが寄附かと我々は思います。やはりすっきりしません。例えば、次に小平第二小学校へと言われたときにもできるだけ調整していただいて、小平第二小学校に予算がつくようにしていただくと寄附者は喜ぶのではないかと思いますので、ぜひご配慮いただきたいと思ます。

○青木教育長

初めてのケースということですね。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

— 「なし」の声あり —

○青木教育長

それでは、以上で事務局報告事項を終了いたします。

ここで、職員入替えのため、暫時休憩いたします。

— 暫時休憩 —

(協議事項)

○青木教育長

会議を再開します。

次に、協議事項を行います。

(1) 小川駅西口地区市街地再開発事業に伴い整備する新たな公共施設に関する協議について、説明をお願いいたします。

○安部地域学習担当部長

協議事項(1) 小川駅西口地区市街地再開発事業に伴い整備する新たな公共施設に関する協議についてを説明いたします。

資料No.13をご覧ください。

本件は、教育委員会の所管する小川西町公民館、小川西町図書館の機能移転先となる小川駅西口新公共施設の管理運営に関する市の方針をたたき台としてまとめたものについて、市長から協議の依頼を受けたものでございます。

小川駅西口新公共施設に現在の西部市民センターにある機能、西部出張所、小川西町公民館、小川西町図書館と、小平元気村おがわ東にある市民活動支援センターあすびあ、男女共同参画センターひらくの機能を移転し、他に新たな機能としてカフェ、キッズスペース、個人向け貸出スペース、音楽スタジオなども設けるとともに、敷地北西部に広場を整備し、にぎわいの創出等を目指すものでございます。

新公共施設の管理運営に係る考え方でございますが、新公共施設のコンセプトは大きく3点あり、①として「多世代の多様な活動が重なり合う」、②として「回遊や滞在による、にぎわいの創出」、③として「本と多様な活動が重なり合う創造空間」でございます。

2ページをご覧ください。

項番3の開館時間、開館日でございますが、開館時間や開館日については、出張所と新複合施設で異なる設定といたします。出張所は、現在の西部出張所と同様の開館時間、開館日とし、新複合施設は、既存の各施設の開館時間や開館日が異なる現状を踏まえつつも、なるべく機能ごとには分けずに、施設全体で統一的な開館時間や開館日を設定するよう検討してまいります。

3ページをご覧ください。

次に、項番4の管理運営主体(指定管理者制度の導入)でございますが、整備基本計画において、指定管理者制度などの公民連携の手法を検討することや、広場も含めて総合的に管理運営できる体制を視野に入れることとしており、本施設において、それぞれの機能が一体化した新しい施設となることを目指すことは重要でございます。本施設に複合化する各機能は、所管が複数の

部署にまたがるものでございますが、独立した団体が管理運営を行う指定管理者制度を採用することにより、一体的な管理運営をスムーズに実現することが期待できます。

公民館事業の企画運営については、これまで、公民館事業を市民と協働で企画運営し、市民の学習が地域に還元されていくことを目指す取組を積み重ねてきた経緯も踏まえ、市の直営によって行うこととし、それ以外の新複合施設やそこに含まれる各機能全般については、広場も含め指定管理者による管理運営とすることを検討いたします。

出張所機能については、指定管理者の業務とはなりません、施設の維持管理については指定管理者と同じ事業者へ委託することなどを検討します。

なお、指定管理者の業務範囲は、施設の運営状況や他の公共施設の状況等を勘案し、施設開設後においても、機会を捉え必要に応じて見直してまいります。

次に、項番5の施設利用のルールでございますが、複合施設として、原則的に各部屋を多目的室として共用することや、ある程度の音を許容すること、一定のルールのもとで飲食を可能とするよう検討いたします。また、利用料に関しては、オープンスペースは無料、多目的室等は既存公共施設を参考に検討いたします。

なお、新たな機能である音楽スタジオや個人向け貸出スペースについては、適正な利用料金のあり方について検討いたします。

4ページをご覧ください。

次に、項番7の市民協働・市民参加等でございます。これまで、基本計画や基本設計を策定するにあたり、市民参加を実施し意見交換を重ねながら検討を進めてまいりました。新複合施設が地域に根付いた愛着や親しみのある施設となるためには、事業展開に際しても市民協働や市民参加を実施していくことが重要であると考えております。そのため、施設の開設前には、愛称募集等の広く市民が参加できる機会を設けることを検討いたします。

最後に、今後のスケジュールについてでございますが、ただいまご説明した内容について、今後、施設の利用者等との意見交換を経て、本年度末を目途に「小川駅西口新公共施設の管理運営に係る概要事項」を作成いたします。その後、管理運営の具体的な内容について、さらに検討を進め、令和6年度半ばには新複合施設の設置条例を制定したいと考えております。

○青木教育長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等がございますでしょうか。

○三町教育長職務代理者

言葉の定義についてと、図書館や公民館の位置づけについてお聞きしたいと思います。

1点目ですが、私は、こういう行政文書の中で、概要事項、たたき台という言葉が使われているのを正直に言って初めて見ました。このたたき台という言葉はどう定義しているのか。例えば、原案や課題などいろいろあります。たたき台というのは、仮に、取りあえず設定するといったもので、一般的にはみんなで話し合うために取りあえず材料を出したという程度のものという印象

ですが、この資料はかなりしっかりしています。そういう意味で、このたたき台というのをどう理解すればいいか。

2点目は、そのたたき台の中で、図書館機能や各機能というものについて、この場合の図書館機能は、複合施設としての位置づけで図書館機能はあるけれどもということですが、いわゆる図書館法に基づくものから外れるという理解でいいのか。以前少しご説明いただいたときに、ある自治体が「本の森」という名前の複合施設を設置したが、それは「本の森」であって図書館ではない。本が非常にたくさん入っているその隣には地場産のものが販売目的で置いてあったりと、いろいろな形の複合施設というのが「本の森」でした。これもそういう意味では図書館という感じではなくなりますが、その法的な位置づけはどうなるのか。

次に、公民館については、これまで同様、市の直営とすると書かれています。文書中に、企画運営を除くとありますが、この企画運営とそれ以外というのは、どこで線が引かれるのか。つまり、各公民館は企画委員会で企画して事業を実施していますが、そこだけに限定されるのか、もう少し広いのか。そこがはっきりしないので教えてください。

もう1つ、出張所は市の直営による運営とするとあります。出張所は教育委員会とは関係ないかもしれませんが、市の直営で運営するが、ここで言う維持管理を委託するという言葉になっています。そこがなかなか私は理解できないので、それぞれの機能が、法的にどう位置づいているのか、また、どうつながっているのかを説明いただきたいと思います。

○青木教育長

4点ありました。まず、たたき台について。

○濱本公共施設マネジメント課長

1点目からご説明申し上げます。

概要事項のたたき台という名称でございますが、おっしゃるとおり、公文書でたたき台という表現を使うというのは極めて珍しいと認識しております。この名称を用いた意図といたしましては、市の関係部署の中で協議をして整えたものではありませんが、これが確定の事項ということではなく、これから公民館の公民館運営審議会でありますとか図書館協議会、あるいはあすぴあ、ひらくの関係団体の方とこれをベースに議論をするための資料という位置づけということで、たたき台という表現をさせていただきました。

2点目の図書館機能という表現についてでございますが、法律に基づいた図書館から外すという想定はございません。図書館条例等についてもそのまま存置します。しかしながら、機能という表現をしておりますのは、図書館、公民館、あすぴあ、ひらくがそれぞれ独自の箱物を持つのではなくて、共通の箱物の中で各機能が活動するというイメージの表現をしているところでございます。

3点目の公民館が市の直営ということでございますが、企画運営以外の公民館事業とは、先ほど申し上げましたようにソフトとハードを切り離すイメージでありまして、企画運営がソフト、

それ以外のところは、例えば施設の維持管理でありますとか部屋の貸出し、あるいは使用料の徴収などでございます。公民館の事業企画、いわゆるソフト部分以外のところを指定管理者に委ねてはどうかということでございます。

最後に、4点目の出張所の直営ということについて、出張所維持管理という表現について少し整理が必要かとお質問を聞いて感じましたけれども、指定管理者制度と申しますのは行政処分を行えるということで、業務委託とは性質が異なります。行政の中では業務委託につきましては市の事業を委託するというので、直営の一環と整理をしております。指定管理者制度によらず、ここも主に維持管理になりますけれども、修繕ですとか清掃、そういった業務は委託事業者に委ねてはどうかという表現をしているものでございます。

○三町教育長職務代理者

前提としてのたたき台ということで、意味が分かりました。これからいろいろな団体と議論しながら具体的なものを詰めていくという理解でよろしいですね。私の思ったような疑問も、もしかしたらそういうところからまた出てくるかもしれません。公民館運営審議会や図書館協議会、その他の委員会に投げかけていくものと理解します。しっかりたたいていただいて、いいものにしていただきたいと思います。

○青木教育長

他、いかがでしょうか。よろしいですか。

－「なし」の声あり－

○青木教育長

それでは、このことにつきまして、提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

(議案)

○青木教育長

次に、議案の審議を行います。

議案第19号、小平市立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をお願いいたします。

○白倉教育部長

議案第19号、小平市立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを説明いたします

本案は、本年4月に都内の区立小学校で体育の授業中に転倒した児童が、校庭に放置されていた釘で裂傷を負う事故が発生したことを受け、児童・生徒の校庭利用時の安全確保に向け、校庭の安全管理の徹底を図るため、改正を行うものでございます。

詳細につきましては、竹中教育総務課長から説明をさせます。

○竹中教育総務課長

改正の内容について説明いたします。

本規則は、小平市立学校設備使用条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする規則でございます。提案理由でございますが、校庭の利用を行うにあたり、ペグ等の申請を行うこととし、校庭の安全管理の徹底を図るためでございます。

改正につきましては、様式の改正となります。別記様式、第1号様式、第2条関係、学校設備使用申請書でございますが、様式の7番、特別設備の欄の下に、「8 ペグ等の使用」の欄を追加いたします。また、欄外でございますが、「注 ペグ等を使用しようとする者は、ペグ等の配置、形状、材質、用途、期間等を記載した書類を校長に提出すること。」を追加いたします。

次に、別記第2号様式、第5条関係、学校設備使用承認書でございますが、こちらにつきましては、7番、特別設備の欄の下に「8 ペグ等の使用」の欄を追加いたします。

○青木教育長

質疑に移ります。何かご質問等がありますでしょうか。

－「なし」の声あり－

○青木教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

－「討論省略」の声あり－

○青木教育長

それでは、討論を終結し、採決を行います。

議案第19号、小平市立学校設備使用条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声あり－

○青木教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で、冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方はご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。4時35分まで休憩いたします。

午後4時10分 休憩